

新入学生(中学1年生、高校1年生)の保護者のみなさま

2022年1月吉日  
公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

## 「セーブ・ザ・チルドレン子ども給付金 ～新入学サポート 2022～」のお知らせ ～新入学に関わる費用の一部を給付します～

子ども支援専門の国際 NGO セーブ・ザ・チルドレンは、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるように、経済的にお困りのご家庭を対象に、今春、中学校・高校に入学する際に関わる費用の一部をお届けいたします。ぜひお申込みください。

### 申請要項

#### 【給付内容】

対象の子ども一人につき、卒業や新入学に関わる費用の一部(新中学1年生:3万円、新高校1年生:4万円)を給付いたします。返還の必要はありません。該当する学年であれば兄弟姉妹でお申込みいただけます。

#### 【対象者】

2022年4月に中学校や高校等\*に進学予定で、下の【対象条件A～C】をすべて満たす世帯の新中学1年生250人、新高校1年生500人

※ 学校は、国公立および私立、特別支援学校、フリースクール、通信制・定時制高等学校、高等専門学校、各種学校、外国人学校、中高一貫校も含まれます。

※ 新高校1年生に関しては、初めて高校に入学する18歳未満の方(2004年4月2日以降に生まれた方)が対象です。

#### 【対象条件】

日本国内に居住し、以下の対象条件A～Cをすべて満たすこと

A. 収入条件を満たす世帯

B. 現在の生活の状況が1～4のいずれかに当てはまる

C. 卒業・入学に関わる費用を用意することが難しい

A. 収入条件(下記の条件を満たす世帯)

\*本サポートでは、申請時に生活保護を利用されている方はお申込みいただけません。

保護者(ひとり親の場合は一人、ふたり親の場合は二人の合計)の2021年の年間収入が、セーブ・ザ・チルドレンが設定した下記の収入の目安額以内であること

2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
1,600,000円	2,157,000円	2,700,000円	3,216,000円	3,704,000円
ひとり親家庭の場合	保護者が1人で子どもが2人、または保護者が2人で子どもが1人の場合	保護者が1人で子どもが3人、または保護者が2人で子どもが2人の場合	保護者が1人で子どもが4人、または保護者が2人で子どもが3人の場合	保護者が1人で子どもが5人、または保護者が2人で子どもが4人の場合

\*保護者とは対象の子どもを養育者であり、父母または父母の代わりに養育している祖父母、おじ、おばなど。  
\*年間収入(年収)は、手取り額ではなく会社などから支給される給与等の額面の金額です。就労収入や不労所得(不動産収入、株式投資など)などの課税所得や、遺族年金や障害年金なども含まれます。遺族年金や障害年金を受給されている方も収入の条件にあてはまればお申込みいただけますので、個別にお問い合わせください。

上記の収入条件を満たし、かつB.現在の生活の状況1～4のいずれかとCに当てはまる方が対象です。

## B. 現在の生活の状況(1~4のいずれかに当てはまる方)

1. 対象となる子どもや保護者に疾病または障害があり、日常生活を送る上で著しい困難があつて支援が必要な状態にあるか、または介護を必要とする。
2. 対象となる子どもが、本来大人が担うべき役割・責任を抱え、主に疾病・障害などのある保護者や兄弟姉妹・祖父母など生計を同じくする同居家族のケア・お世話をしている。
3. 子ども・保護者の両方、またはどちらかが日本語を母語とせず、日常生活を送る上で日本語によるコミュニケーションにサポートが必要な状況にある。
4. 在留資格がない、難民申請中、無戸籍・無国籍等の理由により公的支援が利用できない。

\*上記1~4の要件にあてはまらない場合で、より配慮が必要な生活の状況がある場合は、【申請に関する問い合わせ先】より個別にお問い合わせください。

## C. 卒業・入学に関わる費用を用意することが難しい

具体的にどのような費用が負担になっているのかなどを申請フォームでお知らせください。

### 【申請期間】

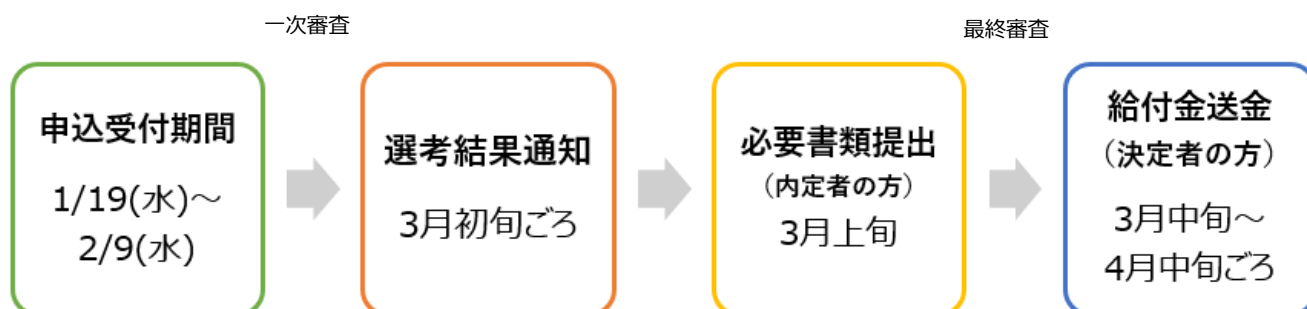
2022年1月19日(水)12:00 ~ 2022年2月9日(水) 23:59

※申込期間を過ぎた場合は、どのような理由がある場合でも受け付けることはできませんのでご了承ください。

### 【申請から給付までの流れ】

- ① 下記【申請フォーム】のリンクから、申請フォームを記入し送信してください。兄弟姉妹で2人以上お申込みされる場合は、人数分の申請フォームの入力、送信が必要となります。(申請期間後の受付はいたしません。)  
※オンラインでの申し込みが難しい場合は、個別にお問い合わせください。
- ② セーブ・ザ・チルドレンが申請フォームに基づき第一次審査を行い、申請者のみなさま全員に結果通知をメールいたします。
- ③ 第一次審査で給付内定の通知を受け取った方は、必要書類(留意・注意事項参照)のデータを提出いただきます。
- ④ 提出された書類で最終審査後、申請内容に不備がない場合は給付決定となります。給付が決定した方は、必要書類データの提出後3週間程度で指定口座に入金します。  
※給付時期は3月中旬から4月中旬を予定しています。申請内容に不備がある場合や、証明書類によっては入金が遅れる可能性があります。

### 【申込受付から給付決定後までの流れ】



\* 予定のため変動する可能性があります。

↓↓↓ 申請を希望される方はこちらの申請フォームより必要事項を入力し、送信ください。

## 【申請フォーム】

●以下のリンクもしくはQRコードから申請フォームに入り、必要事項を入力し、送信ください。



<https://bit.ly/3tiL8lE>

\*フォームは、日本語・英語・中国語のみとなります。

### <留意・注意事項>

#### ◆ 申請内容の確認について

・申請内容の確認のため、お電話やメールを差し上げることがあります。そのため、電話番号・メールアドレスは必ず連絡の取れるものを記載いただき、お電話可能な時間帯の目安をご記入ください。

#### ◆ 申請者について

・何らかの事情で子どもや保護者が申し込むことが難しい場合は、ご遠慮なくご相談ください。支援者の方など、代理での申込も可能です。

#### ◆ 収入の条件について

・保護者について、父母、祖父母、おじ・おば以外の方が養育している場合は個別にお問い合わせください。

#### ◆ 選考について

・申請者多数で条件に当てはまる方が定員を超過している場合は、内部で選考を行います。定員に満たない場合でも、対象条件に当てはまっていない場合は給付することができません。その場合は2次募集を行う可能性もありますので、詳細はセーブ・ザ・チルドレンのホームページよりお知らせします。なお、選考の詳細についてはお答えできかねますのであらかじめご了承ください。

#### ◆ 必要書類のデータについて

・必要書類のデータは、世帯全員の住民票の写し、課税証明書または源泉徴収票など収入の状況を証明するもの、口座情報（通帳のコピーなど）が分かるものなどです。第一次審査結果通知のメールにて詳細をお知らせします。対象条件B.現在の生活の状況の4(在留資格がない、難民申請中、無戸籍・無国籍等の理由により公的支援が利用できない)に当てはまる方など、必要書類のご提出が難しい場合は申請の際にご相談下さい。

#### ◆ 申請時に入力された情報について

・申請フォームに記載された内容は、個人が特定されない形で、統計的分析やセーブ・ザ・チルドレンの活動報告、社会啓発・政策提言などに使用させていただくことがあります。  
・申請いただいた方には、セーブ・ザ・チルドレンのアンケートやインタビュー等へのご協力をお願いする場合があります。その際には改めてご協力の可否についてご確認をさせていただきます。

## 【申請に関する問い合わせ先】

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 国内事業部 子ども給付金 2022 担当

〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-8-4 山田ビル 4 階

TEL:03-6859-0398(平日 8時半～18時半) FAX:03-6859-0069

問い合わせフォーム:<https://bit.ly/3favcJZ>

Email: [japan.kodomo.support@savethechildren.org](mailto:japan.kodomo.support@savethechildren.org) ※なるべくフォームまたはメールでのお問い合わせにご協力ください。日本語、英語以外の言語でのお問い合わせは、時間を要することがあります。

**※申請は基本的にオンラインです。方法についてわからないことやオンラインでの申請がむずかしい場合は、メールもしくは電話にてご連絡ください。**

\*個人情報の保護について\* 申請時に取得した個人情報は、本サポートおよび申請者への情報提供、アンケート調査実施等のために利用し、当会が責任を持って管理・保管します。申請者の承諾なく第三者に個人情報を提供することはありません。なお、申請情報の翻訳や集計に関して、当会が業務委託契約を結んだ企業等に、内容の取り扱いを委託する場合がありますが、この場合にも、皆様の個人情報は当会の個人情報保護原則のもとで保護されます。また、申請情報や集計結果を活動報告・社会啓発・政策提言など当会の活動に使用することがありますが、個人が特定される形で公表されることは一切ありません。当会のプライバシーポリシーはこちらをご覧ください。 [http://www.savechildren.or.jp/privacy\\_policy/](http://www.savechildren.or.jp/privacy_policy/)